令和４年１１月９日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長　高　井　康　之
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 80）

日本医師会より、標記に関して、令和４年 10 月 28 日付事務連絡で、診療報酬の取扱いが示されたとの連絡がありました。

今回の事務連絡においては、令和４年 10 月 28 日に「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出」が保険適用されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 18）及び同（その 22）において、「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出」が追加されたとのことです。

あわせて、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和２年５月 13 日保医発 0513 第２号厚生労働省保険局医療課長通知）の一部が改正され、「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出」が追加されています。

なお、「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出」の測定方法は免疫クロマト法、保険点数（実施料）は 420 点、「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出」の測定方法は PCR 法、保険点数（実施料）は 700 点です。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和４年 10 月 28 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡

１.「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 18）」（令和２年５月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「５月 22 日事務連絡」という。）の一部改正について

５月 22 日事務連絡については、それぞれ「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 25）」（令和２年７月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「７月 22 日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症

に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 30）」（令和２年 11 月 11 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「11 月 11 日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 47）」（令和３年５月 12 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「５月 12 日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 71）」（令和４年７月１日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「７月１日事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 74）」（令和４年９月１日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「９月１日事務連絡」という。）により一部改正されたところであるが、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、７月 22 日事務連絡、11 月 11 日事務連絡、５月 12 日事務連絡、７月１日事務連絡及び９月１日事務連絡による一部改正後の５月 22 日事務連絡について、以下のとおり改める。

・「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出」に改める。

・「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出並びに検体検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出並びに検体検査判断料」に改める。

・「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出」に改める。

２．「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 22）」（令和２年６月 15 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「６月 15 日事務連絡」とい

う。）の一部改正について

６月 15 日事務連絡については、７月 22 日事務連絡、11 月 11 日事務連絡、５月 12 日事務連絡、７月１日事務連絡及び９月１日事務連絡により一部改正されたところであるが、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、７月 22 日事務連絡、11 月 11 日事務連絡、５月 12 日事務連絡、7 月１日事務連絡及び９月１日事務連絡による一部改正後の６月 15 日事務連絡について、以下のとおり改める。

・「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出」に改める。

・「新型コロナウイルス）抗原検出、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出」に改める。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課　電話 06-6763-7001